

年 月 日

串間市経営継続サポート給付金交付申請書兼実績報告書兼誓約書

串間市長 島田 俊光 様

郵便番号

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

串間市経営継続サポート給付金（以下「給付金」という。）の交付を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

また、本申請書の記載内容は真正であり、かつ、給付金の交付を受けるものとして、下記のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

記

- 1 令和3年8月11日時点において、串間市内に串間市経営継続サポート給付金交付要綱に規定する交付の対象となる事業を行う法人又は同時点において串間市に居住する個人であること。
- 2 宮崎県が令和3年8月13日、同月20日、同月26日又は同年9月9日に行った営業時間短縮要請に係る協力金の交付対象となっていないこと。
- 3 令和3年8月11日に宮崎県が発令した緊急事態宣言の影響を受けていること。
- 4 指定業種に該当する事業の令和3年8月又は同年9月の売上高が、前年又は前々年同月の売上高と比較して25パーセント以上減少していること（市長が指定する者にあつては、市長が指定する方法により該当していること。）。
- 5 串間市が、この要綱と同様の趣旨により制定したこの要綱以外の要綱の規定による補助金等の交付の対象となっていないこと。
- 6 申請の対象となる事業所（部分）を運営するために必要な許可の取得・届出を行っていること。

- 7 令和3年8月11日以前に必要な許可を受け、又は届出を行い、かつ、同日現在経営をしている（同日現在経営していないことがやむを得ないと市長が認めた場合を含む。）こと。
- 8 この申請書を提出した日以後も引き続き申請の対象となる事業を行う意思があること。
- 9 以下のいずれかに当てはまる者でないこと。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員がその経営に実質的に関与している者
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者
  - (4) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - (7) 法人の役員等が上記(1)から(6)のいずれかに該当すること。

本申請書に記載の事項について、串間市からの調査や報告の依頼があった場合には、真摯に協力します。また、虚偽の申請等により給付金の交付要件を満たさないことが判明し、串間市から給付金の返還を命じられた場合は、速やかに返還します。

◇経営する事業所の名称等

1	所在地					
	名称					
	電話番号					
	業種（細分類）		分類番号			

2	所在地					
	名称					
	電話番号					
	業種（細分類）		分類番号			

3	所在地					
	名称					
	電話番号					
	業種（細分類）		分類番号			

◇ 公簿等による受給資格の確認（内容を確認の上、□にチェックを入れてください。）

串間市が、給付金の受給資格の有無の確認にあたり、関係機関等が保有する公簿等を確認することに同意します。

◇ 宮崎県が発令した緊急事態宣言による影響（□にチェックを入れてください。）

私は、宮崎県が発令した緊急事態宣言により、次の影響を受けています。

不要不急の外出の自粛要請により、売上が減少した。

飲食店等への営業時間短縮要請により、飲食店等との取引が減少し、売上が減少した。

宮崎県外との往来自粛要請により、売上が減少した。

イベントの中止又は延期により、売上が減少した。

その他

(県が発令した緊急事態宣言と売上減少の関係を詳細に記入してください。)

◇ 減少率等の計算

	8月	9月
以前の売上高 (税抜額)	① 円 (令和元年・令和2年)	① 円 (令和元年・令和2年)
令和3年同月売上高 (税抜額)	② 円	② 円
減少率 (①-②) ÷ ① × 100	③ % (小数点第2位を四捨五入)	③ % (小数点第2位を四捨五入)
対象要件確認	<input type="checkbox"/> ③が25.0%以上 ( <input checked="" type="checkbox"/> がない場合はここまで)	<input type="checkbox"/> ③が25.0%以上 ( <input checked="" type="checkbox"/> がない場合はここまで)
減少額 (①-②)	④ 円	④ 円

◇ 交付申請額の計算

交付申請額	④の減少額及び交付額（8月）	④の減少額及び交付額（9月）
	<input type="checkbox"/> 5万円未満 ⇒ 交付額は50,000円	<input type="checkbox"/> 5万円未満 ⇒ 交付額は50,000円
	<input type="checkbox"/> 5万円以上10万円未満 ⇒ 交付額は100,000円	<input type="checkbox"/> 5万円以上10万円未満 ⇒ 交付額は100,000円
	<input type="checkbox"/> 10万円以上 ⇒ 交付額は150,000円	<input type="checkbox"/> 10万円以上 ⇒ 交付額は150,000円
	<input checked="" type="checkbox"/> した部分の合計額 円	
	円 - 円 = 円 (上記の額) (交付決定(予定)額) (千円未満切捨て) ※ 重複交付対象者である場合のみ記入	

本件に関する連絡先

部署・氏名	
電話番号	

◇提出書類

- 串間市経営継続サポート給付金交付申請書兼実績報告書兼誓約書
- 串間市経営継続サポート給付金請求書
- 請求書記載の振込口座が確認できる書類の写し（通帳のコピー等）
  - ※ 銀行、支店（出張所名）、預金種別、口座番号、口座名義（カタカナ部分）がわかるようにコピーしてください。
- 令和3年8月又は9月及び前年又は前々年同月の売上高が分かる書類の写し（帳簿、売上傳票等）
- （個人の場合のみ）申請者本人の住所が確認できる書類（免許証等）の写し
- 経営の実態が確認できる書類
  - 直近1期分の所得税の確定申告書若しくは市県民税申告書の写し及び収支内訳書若しくは青色申告決算書又は法人税の確定申告書及び法人事業概況説明書の写し
  - 税務署提出の開業届の写し又は法人設立届の写し（令和3年1月以降に開業している場合等）
- 経営に当たり必要な許認可を受け、又は届出を行っていることが分かる書類の写し
- その他市長が必要と認める書類